

新潟市請負工事検査技術基準 新旧対照表

改正後	現行	備考
(趣旨) 第1条 この基準は、新潟市請負工事の監督及び検査要綱第7条に規定する検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用) 第2条 (略) (検査の内容) 第3条 (略) (工事実施状況の検査) 第4条 (略) (出来形及び品質の検査) 第5条 (略) (出来ばえの検査) 第6条 (略) (その他) 第7条 (略) 附 則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。 <u>附 則</u>	(趣旨) 第1条 この基準は、新潟市請負工事検査要綱第6条に規定する検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用) 第2条 (略) (検査の内容) 第3条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、設計図書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。 (工事実施状況の検査) 第4条 工事実施状況の検査は、別表第1に掲げる事項について確認するものとする。 (出来形及び品質の検査) 第5条 出来形及び品質の検査は、各種の記録と設計図書等とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。 (出来ばえの検査) 第6条 出来ばえの検査は、仕上げの状態、使い勝手、通り、すり付けなどの程度及び全般的な外観について、目視等の観察により行うものとする。 (その他) 第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。 附 則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。	

<u>(施行期日)</u> <u>この基準は、令和7年7月15日から施行する。</u>		
--	--	--